2　免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第十一条　免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄							第三欄
受けようとする免許状の種類	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が最低修得単位数を設定する科目			最低修得単位数
幼稚園教諭	専修免許状							
	一種免許状	四		二〇		六		四五
	二種免許状	五		三〇				四五
小学校教諭	専修免許状				一五			
	一種免許状		四	二一	五			四五
	二種免許状		四	二九	二			四五
中学校教諭	専修免許状				一五			
	一種免許状		一〇	一六	四			四五
	二種免許状		一〇	二一	四			四五
高等学校教諭	専修免許状				一五			
	一種免許状		一〇	一二	八			四五

備考

一　第二欄に掲げる各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

イ　幼稚園教諭の専修免許状　保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ　小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状　各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

2　免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十四条又は専門職大学院設置基準第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第十一条　免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄			第三欄	
受けようとする免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
幼稚園教諭	専修免許状				
	一種免許状	四	二〇	六	四五
	二種免許状	五	三〇		四五
小学校教諭	専修免許状			一五	
	一種免許状	四	二一	五	四五
	二種免許状	四	二九	二	四五
中学校教諭	専修免許状			一五	
	一種免許状	一〇	一六	四	四五
	二種免許状	一〇	二一	四	四五
高等学校教諭	専修免許状			一五	
	一種免許状	一〇	一二	八	四五

備考

一　第二欄に掲げる教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第六条の二までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］